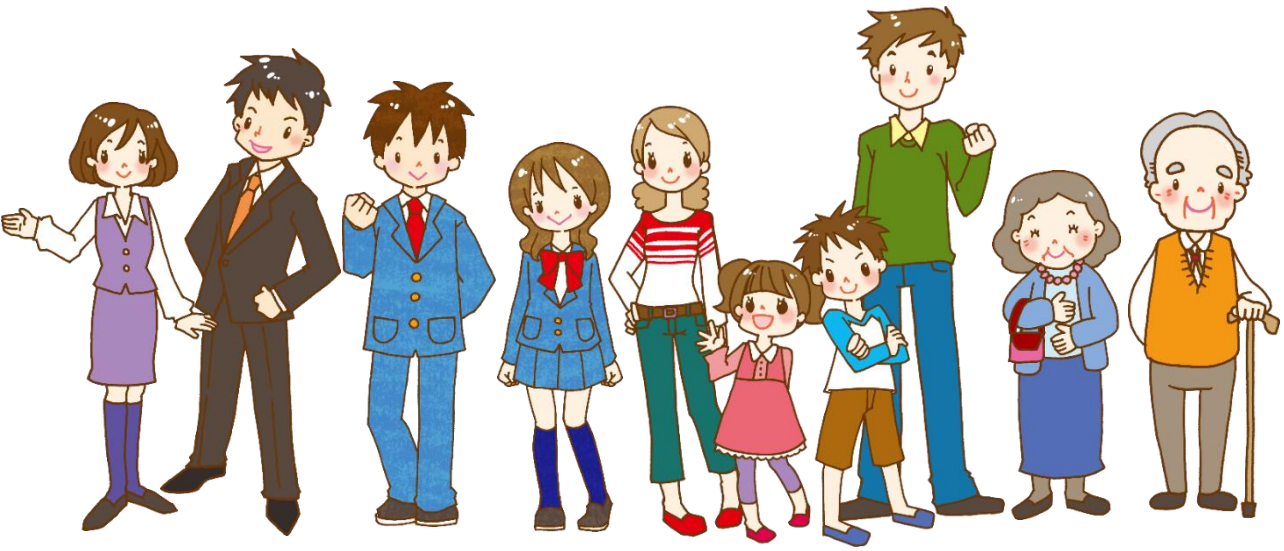


まちづくり助成金



自主的なまちづくりの活動を

助成金で応援します。

対象活動

- ◆市が抱える課題の解決につながる活動
- ◆市の魅力向上につながる活動
- ◆市の人材育成につながる活動
- ◆市に広く利益をもたらすことができる活動

■活動の例

- ・高校生の放課後（公共交通の待ち時間）に学びの場を提供
- ・空き家、空き店舗をみんなで改修してシェアスペース、集いの場づくり
- ・地域の名所でマルシェ、屋台の開催
- ・自然の中で子育て活動を企画運営
- ・景観整備と新たなビジネスを実施
- ・高齢者の困り事を若者の力で解決
- ・既存のイベントの課題を聞き、新たな取り組みを実施するお手伝い
- ・地場産業や伝統芸能などを応援する新たな取り組みを企画・実施

補助金額

- ・スタートアップ部門 70万円
- ・レベルアップ部門 10万円

募集期間

令和4年7月1日（金）～7月29日（金）

事業の内容

支援の区分、目的、対象団体

支援の区分	目的	対象団体等
スタートアップ部門	新たな活動を起こそうとする団体を支援	構成員が5名以上かつ安芸高田市在住の方を含む、又は団体の所在地が安芸高田市にあること
レベルアップ部門	まちづくり活動を行ってきた団体の発展を支援	

※地域振興会は、安芸高田市地域振興交付金等交付要綱に規定する交付金等が活動できるため、この助成金の対象とはなりません。

対象とならない活動

- 対象団体等の親睦または趣味的な活動
- 政治、宗教を目的とする事業
- 営利を目的とする活動
- 市長が適当でないと認める事業

助成率、助成額、交付回数

支援の区分	交付回数上限	助成額上限 (助成率:10/10)
スタートアップ部門	1回	70万円
レベルアップ部門	3回	10万円

助成対象経費

報償費、旅費、消耗品費・資材費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料・賃借料、委託費、その他の経費

※次の経費は対象になりません。

- 団体等の事務所等を維持するための経費
- 団体等の経常的な活動に要する経費
- 設備、機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費
- 飲食費
- 他に補助金の交付を受けている経費
- 助成金申請書に記載のものと異なる内容に支出した経費
- その他、助成対象経費として市長が適当でないと認める経費

申請方法

申請書等を政策企画課へ提出してください。

提出部数

1部

提出先

〒731-0592
安芸高田市吉田町吉田791
安芸高田市企画部政策企画課

書類の審査

安芸高田市まちづくり助成金運営委員会を開催し、審査と選考を行います。
申請者には、運営委員会で申請した活動の内容について説明をしていただきます。

別紙「募集要項」を必ずご確認の上、申請してください。

【問い合わせ先】

安芸高田市 企画部政策企画課 地方創生推進係 戸田 深井
電話：0826-42-5612 Fax：0826-42-4376
Eメール：seisakukikaku@city.akitakata.jp